

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
丁目八六三番一地先まで 地先から北葛飾郡杉戸町清地三 南埼玉郡宮代町字中島三九番一	丁目五五五番四地先まで	南埼玉郡宮代町字中島三九番一 地先から北葛飾郡杉戸町清地二	区 間
一六・〇〇〇 四九・九七	六・一三〇 一七・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)	
八八六・五九	一一二四・八〇	延 長 (メートル)	
			備 考